

F

FTA（自由貿易協定）関連交渉が遂に完了！ 中国・ASEANとの投資協定に署名

第8回中国ASEAN経済貿易担当相会議が開かれていたバンコックで、中国とASEAN間において2009年8月15日、「中国ASEAN全面的経済協力枠組投資協定」が署名され、2010年1月1日に発効する予定になっています。

中国・ASEAN間の投資は双方拡大傾向にあり、中国は「走出去」の戦略の下、対ASEAN投資が加速傾向にあり、2008年は前年の2.2倍の21億8,000万ドルを記録しています。また、貿易に関しても中国ASEAN自由貿易協定（ACFTA）による、中国・ASEANとのアーリーハーベスト適用はすでに始まっており、関税撤廃が2010年に迫っています。中国の対ASEAN貿易は順調に拡大しており（右上図表参照）、3～5年の間には対日貿易を上回るの見方もあります。

B

BOI（タイ投資委員会）とタイ国税局

タイ国においては、BOI（タイ投資委員会）の投資優遇制度として投資促進法において**法人税の免税及び減税制度**が設けられています。その制度においては、法人税免税期間中に欠損が生じた場合、その欠損金額を免税期間**終了後**に生じた純利益から控除することができます。

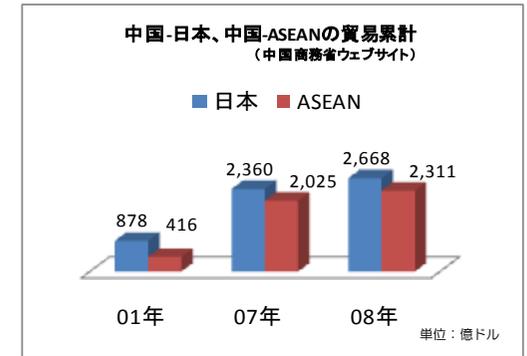
この控除が認められる期間は免税期間終了後5年以内となっています。その場合、欠損金額を単年または複数年の純利益から控除することができる（**投資促進法31条**）」と規定されています。

BOIのアチャカ事務局長によると、国税局はBOIの認定企業が法人税免税期間中に生じた欠損を、免除期間終了後の純利益から控除したことについて、これが税法に従っておらず、**違法と判断し**、外国系企業など約100社に対し税金と追徴金を含めて総額約40億バーツ（約120億円）を課しました。

一方、タイ国法制委員会はこのほど、企業者の納税が投資促進法に基づいており、同法は特別法であることから税法に優先して適用になるとの判断を示しました。BOI同事務局長はまた、国税局の判定委員会が業者の納税は適正だったとの判断を下せば、税金と追徴金が返上されると指摘。ただ国税局の同委員会が違法だと判定した場合、企業者は税務裁判所に訴えることが可能で、BOIはこれを支援するとしています。

タイ国においては、外国企業からタイ国への投資（子会社設立）が一巡して、免税期間が終了する企業が多くなってきており、創業期間の累積欠損金（日本では繰越欠損金といいます）を使用する会社が多くなってきていることから、税収を増やしたい国税局と外国投資を促進したいBOIの意見が対立しているのでしょう。

それに巻き込まれる外国投資企業はとんだトバッチリですね。



C

MCからのメッセージ 製品物流のハブとしてのASEANの活用

現在及び近い未来においてアメリカ市場よりも中国・インド市場の拡大が見込まれる中、日本と中国は未だにFTA/EPAが締結にも至っていません（アメリカとも締結していませんが・・・）。

そこで中国・ASEAN自由貿易協定及び日本ASEAN包括的経済連携協定及び日本とASEAN各国とのEPA（経済連携協定）を有効に活用し、ASEANにおける製造拠点の構築及び地域統括会社としての日本本社の役割を明確にし、**早期にグループ経営の基盤を構築することが一歩先の経営**として求められているのではないのでしょうか？

また、ASEANにおいては、製造拠点の誘致活動として、**外資企業に対する投資優遇制度**が整備されており、法人税等が免税または減税される制度があります。

国際競争時代に勝利するためには、上記、FTA/EPAと投資優遇制度を有効に活用し、企業価値最大化になる国際戦略の策定が大切だと考えています。

（文責：事業開発部 坂本和則）